

令和7年度 東金市立福岡小学校いじめ防止基本方針

はじめに（「学校いじめ防止基本方針」の策定について）

本校は、国、千葉県、市の基本方針を参照し、その学校の実情に応じた、いじめ防止等の取組についての基本方針、取組の内容等を「東金市立福岡小学校いじめ防止基本方針」として定める。

なお、この方針については、取組状況等を考慮し、継続的な見直し修正を行っていくものとする。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項について

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「法」第2条より）

2 定義に基づくいじめの判断

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断については、いじめの多様な様態に鑑み、以下の点に留意する。

- いじめの定義より、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
- 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、本校教職員で組織する生徒指導委員会等の組織を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し判断する。
- インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。
- いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。
(※ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当する。)

- 具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等のための対策における基本的な考え方

- いじめ問題に対しては、全職員の共通理解のもとで取り組むとともに、問題の対応にあたっては、正確な状況把握と説明を責任をもって行うものとする。
- 学校の内外を問わず、いじめが行われることがないようにする。
(「法」第3条より)
- いじめを行わないように、いじめを放置しないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響など、いじめ問題に関する児童の理解を深めるようする。
(「法」第3条より)
- いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するために、市、地域、家庭その他関係者の連携の下で、いじめ問題早期発見、適切かつ迅速な対応を行っていく。
(「法」第3条、第8条より)
- 以下の点について認識していじめの防止等の対策を講じていく。
 - ・いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
 - ・いじめは、すべての児童・学級・学校に起こり得る問題である。
 - ・いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない。
 - ・いじめの様態は様々である。
 - ・いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
 - ・いじめは安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
 - ・いじめは、解消後も注視が必要である。
 - ・いじめは、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
 - ・いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

II いじめの防止等の対策のための組織について

1 組織対応の基本的な考え方

本校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、一般でいう「いじめ防止対策委員会」の任を負う組織を既存の「生徒指導委員会」等に位置づけ、必要に応じて、心理、福祉、特別支援教育等に関する専門的な知識を有する者その他関係機関と連携した組織的な取り組みを行う。

また、いじめ相談窓口となる教職員を定め、児童・保護者等に周知する。

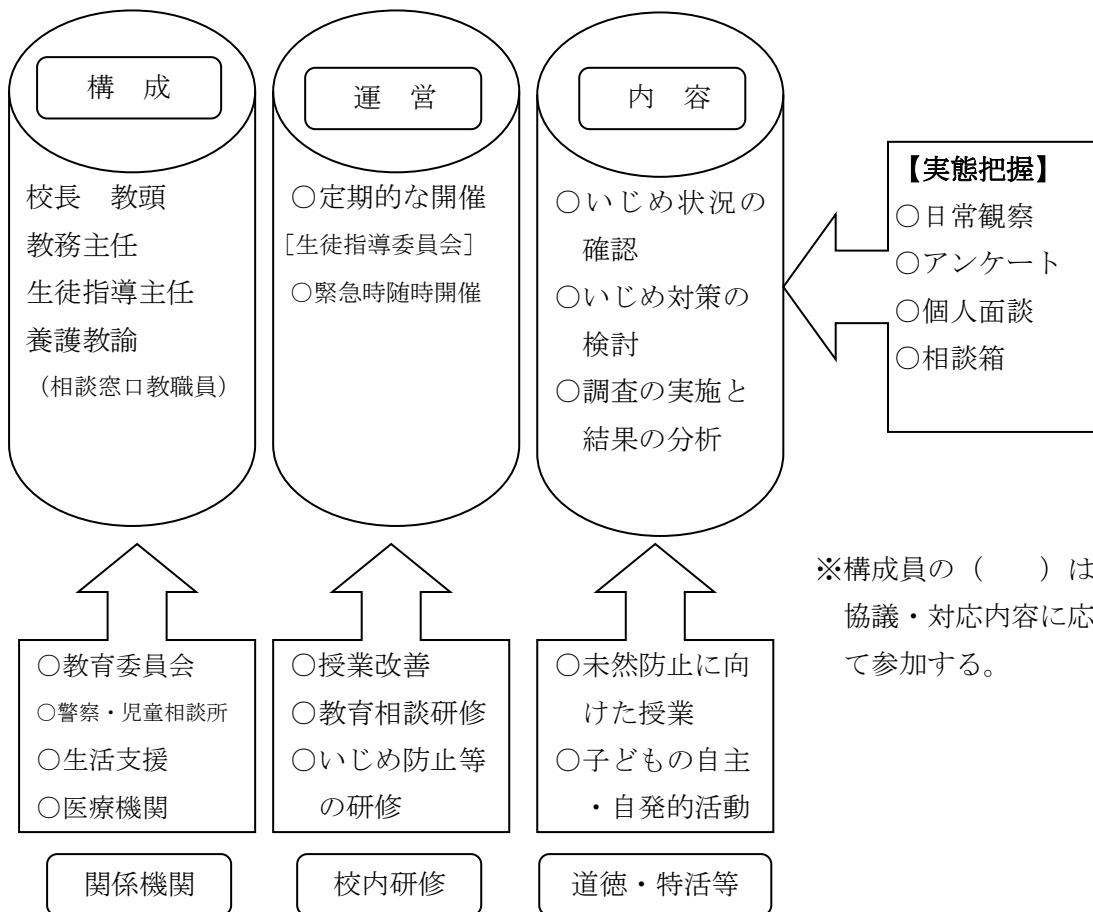
[他の共通確認事項]

- ① いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応する。

- ②各学級で起きた問題を生徒指導委員会で共有して、当該担任を学校全体でフォローする。
- ③問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。
(問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。)
- ④時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

<生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）>



<組織の役割>

- 学校基本方針に基づく取り組みや年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・外部関係機関等への通報、連絡・調整
- いじめ問題等に関する情報収集・情報の共有化
- 関係する児童等への聴取、指導・支援

<いじめ対策担当>

生徒指導主任の役割

- ①校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ②いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ③生徒指導委員会の運営、会議結果の全教職員への周知。

- ④ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連絡・調整。
- ⑤ 会議録のとりまとめ。

<いじめの早期発見・報告に係る具体的対応>

- ① いじめを発見した時の報告体制
発見者 ⇒ 学級担任・いじめ担当 ⇒ 管理職
- ② いじめの早期発見のための実態調査
 - ・児童への「生活アンケート」調査（各学期1回）
 - ・教育相談週間（児童へのアンケート調査結果も踏まえた個人面談）
(6月, 10月, 2月 年3回)
- ③ 学校評価アンケート（年1回）

III いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校・学級づくり

- ① いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止対策でなく、いじめを行わせないという意味での未然防止対策が必要である。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させ、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されないと認識を持たせる。
- ③ 学校教育活動全体をとおして生命や人権を大切にする態度、友情の尊さ、生きることの素晴らしさ等について児童の指導を充実させる。

2 いじめの未然防止に向けた手立て

- ① 学級経営の充実
 - ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。
 - イ 児童に対する教師の受容的・共感的態度により、児童一人一人のよさが發揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
 - ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
(いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには指導を行う。 <例> 「キモい」、「ウザい」、「死ね」)
 - エ 児童自身が、いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができるることを主体的に考えて行動できるような取組を推進する。
 - オ 様々な活動をとおして、互いのよさを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることにより、児童が自己有用感を育むことができるようとする。
 - カ 毎月の生活アンケート等の調査や学力・学習状況調査の質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の状況、日常の児童観察等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

②授業中における児童指導の充実

- ア 『生徒指導の機能を生かした授業づくり』（「自己決定の場」、「自己存在感自覚の場」、「共感的人間関係作り」）をすすめる。
- イ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- ウ わかる授業、知的で楽しい授業により、すべての児童が参加、活躍できるような授業の工夫、改善を図る。
- エ 発言や集団への関わりに消極的な児童に対する適切な支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるようにする。

③道徳教育の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめをゆるさない心情を深める授業を工夫する。（県 DVD 教材の積極的な活用を図る）

☆道徳年間指導計画に、『いじめ防止』と加筆して、計画的な指導を行う。

④学級活動の充実

- ア 話し合い活動をとおして、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等を活用し、社会性を育てる。
- ウ ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、人間関係のトラブルやいじめの問題に直面した時の対処の仕方を身につけさせる。

⑤学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるよう工夫して企画、実践をする。

⑥児童会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。

（<例> 朝のあいさつ運動）

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取り組みの充実

本校が実施する「ニコニコ（人権）集会（1学期）」等を活用し、学校全体や学年（学級）単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取り組みを具体的に行う。

⑧情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳科、特別活動

などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

(<教材例> e ライブラリー→教材の作成→ネットモラル)

⑨発達障害の児童へのいじめを防ぐ

ASD、ADHDなどの発達障害のある児童に対するからかい等からいじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなどの専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的な関わりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

⑩児童・保護者への周知の充実

学校基本方針を入学時や各年度の開始時に児童生徒や保護者に説明したり、ホームページで公開していることを周知したりする中で、いじめが絶対に許されるものでないことを確認する。。

(<例> 学級懇談会での話し合い 学校だより

ホームページでの情報発信 早期発見の協力依頼)

⑪教職員の研修等の実施

ア いじめ防止等の対策に係わる教職員の資質向上のための研修を実施する。

イ 児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む）防止のための啓発活動を推進する。

ウ 年度始めの職員会議等で、すべての教職員が法や学校基本方針等について共通理解を図る場を必ず設定し、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめの重大事態に関する知識やその対処についてガイドラインをもとに共通認識する。

IV いじめの早期発見について

1 組織的な対応

- ・普段から児童の言動に気を配り、ささやかな変化であっても、教職員間で情報共有のできる組織づくりを行う。
- ・いじめの疑いのある情報を把握した場合、組織的に情報を集約し、対応の仕方や継続的な見守り方法等の対応計画や体制づくりを推進する。

2 学校での調査・相談

- ・定期的なアンケート調査や、教育相談の実施等により、いじめの実態把握や早期発見のための取組を行う。

(各学期のアンケート調査と面談の実施、相談窓口、相談箱の周知・活用)

3 学校以外のいじめの相談・通報窓口

○学校の電話番号や代表アドレスを周知し、様々な方法で相談できることを知らせる。

○いじめ相談室・電話相談等へのいじめの訴えや相談方法を児童、家庭に周

知する。

- ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
月～金 8:30～17:15
- ・千葉県子どもと親のサポートセンター（24時間）
0120-415-446
- ・千葉いのちの電話（24時間） 043-227-3900

V いじめを認知した場合の早期対応について

1 いじめ対応の基本的な流れ（フロー図）

いじめ情報のキャッチ・いじめの発見

-
- 常に児童の動向などに注意を払う。
 - 「いじめではないか」という視点をもつ。
 - いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まず、学校において組織的に情報を共有する。

正確な実態把握

- いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

指導体制、方針決定

- 指導の方針を明確にする。
- いじめを受けた児童が落ち着いて生活できる環境を確保する。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、外部関係機関との連携を図る。

子どもへの指導・支援

- いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

保護者との連携

- 保護者への迅速な連絡、継続的な助言を行う。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応についての検討

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き観察や声かけ等を心がけて行い、継続的に心のケアや指導を行う。
- 状況に応じて、関係機関や専門機関等と相談・連携を図る。
- いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については警察に通報し、適切な援助を求める。

2 保護者等との連携

（1）いじめを行った児童の保護者との連携

- ア 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。

- イ いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もがいじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。
- カ 必要に応じて外部機関、専門職員（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）等と連携し、いじめを行った児童・家庭を支援する。

（2）保護者との日常的な連携

- ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

（3）教育委員会への報告及び関係機関との連携

- ア 「いじめ調査定例報告」を教育委員会にする。
- イ いじめを認知した場合は、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。
警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため情報提供に努める。

VI 指導について

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようとする。聴取は（1）いじめを受けた者、（2）周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、（3）いじめを行った者の順に行う。

また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

（1）いじめを受けた児童への対応

- ① 基本的な姿勢
 - いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方となり、守り通すことを約束する。
 - 児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
- ② 事実の確認
 - 担任を中心に児童が話しやすい教員等が対応する。
 - いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
- ③ 支援
 - 時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。
 - 学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方にについて伝える。
 - 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを

認め、励ます。

- いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
- 学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教えておく。
- 「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましをしない。
- いじめ問題が原因で、当該児童やその保護者が転学を希望する場合には以上のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。

④ 経過観察等

- 連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や友人との関係づくりを支援する。

(2) 周囲にいる児童（冷静に状況をとらえている児童）への対応

① 基本的な姿勢

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

② 事実の確認

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。
- いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。

③ 指導

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も問題の関係者である事実を受け止めさせる。
- いじめを受けた児童は、傍観したり周囲にいた児童の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

④ 経過観察等

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(3) いじめを行った児童への対応

① 基本的な姿勢

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。

② 事実の確認

- 対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

③ 指導

- いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。
- 自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら今後の行動の仕方について考えさせる。
- 不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聞く。
- いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るために、いじめを行った児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたりして厳しい対応策を取ることも必要である。
- 出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解・連携を図る。

④ 経過観察等

- 連絡帳や生活ノート、面談などをとおして教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。
- 授業や学級活動等をとおしてエネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

注) 常に以下に示していることに注意して行う

◇事情聴取の際の留意事項

- いじめられている児童や周囲の児童からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その児童が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

◇事情聴取の段階ではならないこと

- いじめられている児童といじめている児童を同じ場所で事情を聴くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。

- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせるここと。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

VII 重大事態への対処について

(1) 重大事態の発生と対応

法第30条第1項にもとづき、重大事態が発生したと認められた場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」（以下、「ガイドライン」という）に従い、適切に対応する。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

なお、①「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けている児童の状況に着目して判断するが、具体例として、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「精神性の疾患を発症した場合」等のケースが想定される。

②「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合や断続的ではあるが欠席がちとなっている場合などで、欠席の主訴にいじめが関連していると判断される事案については、上記の目安にかかわらず、学校（又は教育委員会）の判断により、必要に応じて迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校（教育委員会）が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たることとする。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態と認められた場合、学校は直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査の主体

学校が重大事態発生の報告を行った場合、教育委員会と相談のうえで、その事案の主体となる組織を決定する。

具体的には、学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童または保護者の訴え等を踏まえて決定するものとする。

なお、学校が主体となった場合で、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断した場合、または、学校の教育活動に支障が生じる場合が考えられとした場合等には、教育委員会が主体となって調査を実施することがある。

学校が調査の主体となった場合も、学校は、教育委員会の必要な指導、または人的措置も含めた適切な支援を受ける。

(4) 調査を行う組織

- ①学校が調査の主体となる場合は、校内に設置されている既存の生徒指導委員会に限らず、必要に応じて関係機関の担当者等を含む「いじめ防止対策委員会」を設置して調査を行う。
- ②教育委員会が調査の主体となる場合は、教育委員会の附属機関である「東金市いじめ問題調査対策委員会」において調査が行われる。
- ③学校または教育委員会が主体となる場合において、必要に応じて、すべての調査員が第三者で構成された「第三者委員会」を組織し、調査を行うことも考えられる。その場合の事務局機能は学校または教育委員会の関係組織が担うものとする。

(5) 調査についての説明

調査を始める前にいじめを受けた児童・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。なお、説明する項目は以下のとおり。

- ①調査の目的
- ②調査の主体（組織の構成、人選）
- ③調査の時期、当面の予定
- ④調査事項、調査対象
- ⑤調査方法
- ⑥調査結果の提供
- ⑦調査終了後の対応
- ⑧窓口となる担当者や連絡先　ほか

あわせていじめを行った児童・保護者への説明も同様に行う。

(6) 調査の実施

調査については、いじめ行為に係る事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、調査に当たっては「ガイドライン」の内容により適切に実施するとともに、以下の点に十分留意するものとする。

- ①アンケートの実施に当たっては、調査対象となる児童及びその保護者に対して、アンケートの目的（いじめの重大事態の調査のため）とともに、回答内容は、

守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有されること、また、アンケート結果について、いじめを受けていた児童・保護者等に提供する場合があること等を、丁寧に説明すること。

- ② 時間が経過するにつれて、児童はうわさや報道等に影響され、記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに調査を実施すること。
- ③ 調査においては、調査対象となっているいじめの事実関係について、いじめを行った児童からも意見の聞き取りをするなど、公平性や中立性の確保に努めること。
- ④ 調査により把握した情報の記録は、適切に保存すること。

※ここでいう記録とは、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録のほか、学校が定期的に実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童に対する聞き取り調査を行った際の記録等も含まれる。

(7) 調査結果の説明・公表

- ① いじめを受けた児童・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行う。加えて、いじめを行った児童・保護者に対しても同様に説明を行う。どちらの場合も、個人情報保護法や児童生徒のプライバシー、人権に十分に配慮して説明する。
- ② (教育委員会は市長に対して調査結果を報告する。)
- ③ 調査報告書の公表については、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・保護者やいじめを行った児童・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。なお、公表する場合は、市ホームページに掲載するものとする。

(8) 調査結果を踏まえた対応

調査結果を踏まえ、学校は、いじめを受けた児童への支援、いじめを行った児童に対する指導を以下の内容を参考に行う。

- ③ いじめを受けた児童に対しては、常に事情や心情を聞き取ることを心がけ、当該児童の状況に応じた継続的なケアを行う。いじめを受けた児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援(オンラインでの授業参加 等)を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を積極的に活用するものとする。
- ④ いじめを行った児童に対しては、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させる。いじめを行った児童に対する指導等を行う場合は、必要に応じてその保護者にも協力を依頼しながら行っていくこととする。また、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家や外部の専門機関の活用も有効であることから、その活用についても積極的に検討していく。

また、調査報告書で提言された再発防止策については、教育委員会の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を継続的に行っていく。

(※令和7年10月17日改定)